

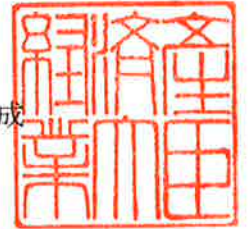
経済産業省

20190529保第28号

安全功労者表彰要領（昭和35年5月19日事務次官等会議申合せ）5（2）に基づく表彰のうち、電気保安功労者に対する経済産業大臣表彰は、毎年度この要領に基づいて行うものとする。

令和元年6月5日

経済産業大臣 世耕 弘成



電気保安功労者経済産業大臣表彰実施要領

1. 表彰実施者

経済産業大臣

2. 表彰実施時期及び回数

原則として、毎年度8月に1回行う。

3. 表彰の対象

表彰の対象は、工場等、電気工事業者の営業所、個人及び団体の4者とする。

（1）工場等

電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者の工場、営業所その他の電気保安業務を直接統括する事業場（以下「工場等」という。）であって電気保安の確保に特に顕著な功績があったものを表彰する。

（2）電気工事業者の営業所

電気工事業者の営業所であって電気保安の確保に特に顕著な功績があったものを表彰する。

（3）個人

主任技術者、電気工事士その他の個人であって、電気保安の確保に特に功績があったものを表彰する。

ただし、次の一に該当する者は、この表彰の対象とはしない。

① 勲章を受けた者

②電気保安に関する功勞により褒章を受けた者

③近く叙勲の候補者となり得る者

(4) 団体

電気保安に関係がある団体であつて電気保安の確保に特に顕著な功績があつたものを表彰する。

4. 表彰の上申等

- (1) 産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）は、産業保安監督部長表彰（原子力安全・保安院長表彰、通商産業局長表彰及び経済産業局長表彰を含む。）を受けたもののうちから特に優良なものを選定し、推薦順位を附して毎年5月末日までに技術総括・保安審議官に上申するものとする。
- (2) 産業保安監督部長の上申数は、原則として、別表のとおりとする。
- (3) 産業保安監督部長は、上記(1)の規定にかかわらず、災害復旧対応等において特に顕著な功勞があつた個人又は団体を選定し、(1)の推薦順位とは別に推薦順位を附して毎年5月末日までに技術総括・保安審議官に上申するものとする。
- (4) (3)の規定に基づく上申を行う場合における産業保安監督部長の上申数は、(1)の規定に基づく上申を行う場合における(2)に規定する上申数とは別に、原則として、別表のとおりとする。ただし、特段の事情がある場合において別表に規定する上申数を超える上申を行うときは、あらかじめ、技術総括・保安審議官に上申予定数を報告し、確認を経ることとする。
- (5) 技術総括・保安審議官は、特に必要があると認めるときは、産業保安監督部長から上申があつたもの以外のものについて、推薦を求めることができる。
- (6) 上申書には、次の書類を添付すること。
 - ①推薦書（様式自由）
 - ②推薦事由書（様式自由）

推薦決定の経緯、電気保安に関し当該被推薦者が実施した事項及びその結果を具体的かつ詳細に記載すること。
 - ③調査書（様式第1、第2、第3及び第4による。）
 - ④戸籍謄本又は戸籍抄本（個人の場合に限る。）

5. 審査及び決定

- (1) 経済産業大臣は、原則として毎年6月中に、4.(1)若しくは(3)により上申があつたもの又は4.(5)により推薦があつたものについて技術総括・保安審議官が別に定めるところにより設置する電気保安功勞者経済産業大臣表彰審査会において審査し、特に優良と認められたものについて経済産業大臣表彰を受けるものとして決定する。
- (2) 表彰数は原則として合計50件を限度とする。

- (3) 経済産業大臣は、経済産業大臣表彰を受けたもののうちから特に優良と認められるものを選定し、内閣総理大臣表彰を上申するものとする。ただし、
4. (3)に係るものはこの対象としない。

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月5日から施行する。
- 2 電気保安功労者経済産業大臣表彰実施要領（令和元年5月24日付け20190423保第23号）は、廃止する。

別表

| 産業保安監督部長 | 上申数 |
|------------------|------------------------|
| 北海道産業保安監督部長 | 3 件 |
| 関東東北産業保安監督部東北支部長 | 3 件 |
| 関東東北産業保安監督部長 | 6 件 |
| 中部近畿産業保安監督部長 | 7 件（うち北陸産業保安監督署管内 3 件） |
| 中部近畿産業保安監督部近畿支部長 | 5 件 |
| 中国四国産業保安監督部長 | 3 件 |
| 中国四国産業保安監督部四国支部長 | 3 件 |
| 九州産業保安監督部長 | 3 件 |
| 那覇産業保安監督事務所長 | 1 件 |

調 査 書

(工場等の場合)

| 項 目 | | 記 載 事 項 |
|-----------------------|----------------------|---------------|
| 名 称 (ふりがな) | | |
| 代 表 者 名 (ふりがな) | | |
| 工場等の長の氏名 (ふりがな) | | |
| 主任技術者名 (ふりがな) | | (主任技術者免状の種類) |
| 工場等の所在地 (ふりがな) | | |
| 推 薦 順 位 | | |
| 工場等の沿革及び事業内容 | | |
| 従 業 員 数 | | |
| 主 要 設 備 の 概 要 | | |
| 電 気 工 作 物 | 発電設備出力及びその原 動機の種類 | |
| | 主 要 設 備 の 概 要 | |
| 功 績 | | |
| 表 彰 さ れ た 経 験 | | |
| その他参考となるべき事項 | | |

備考：用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2

調 査 書

(電気工事業者の営業所の場合)

| 項 目 | | 記 載 事 項 |
|---------------------------------|-----------------------|---|
| 名 称 (ふりがな) | | |
| 代 表 者 名 (ふりがな) | | |
| 営業所の長の氏名 (ふりがな) | | |
| 主任電気工事士名 (ふりがな) | | (第 種)(勤続年数 年) |
| 営業所の所在地 (ふりがな) | | 〒 TEL |
| 推 薦 順 位 | | |
| 営業所の沿革及び事業内容 | | |
| 従 業 員 数 | | 電気工事士資格取得者 名 [第一種 名 ネオン 名 認定 名 第二種 名 非常用 名 |
| 年 間 電 気 工 事 量 | 一般用電気工作物に関する工事 (千円) | (千円) |
| | 自家用電気工作物に関する工事 (千円) | (千円) |
| | 電気事業用電気工作物に関する工事 (千円) | (千円) |
| 功 績 | | |
| 表 彰 さ れ た 経 験 | | |
| その他参考となるべき事項 | | |

備考：用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 3

調 査 書

(個人の場合)

| 項 目 | | 記 載 事 項 |
|-------------------------|-------------|-----------------------|
| 氏 名 (ふりがな) | | |
| 生 年 月 日 ・ 性 別 | | 年 月 日生 (歳) 男 女 |
| 本 籍 地 (ふりがな) | | |
| 現 住 所 (ふりがな) | | 〒 TEL |
| 推 薦 順 位 | | |
| 職 業 | | |
| 所 属 事 業 所 又 は 勤 務 場 所 | | |
| 電 気 に 関 す る 資 格 取 得 状 況 | | |
| 経 験 | 職 業 上 の 地 位 | |
| | 賞 罰 | |
| | そ の 他 の 経 歴 | |
| 功 績 | | |
| そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 | | |

備考：用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 4

調 査 書

(団体の場合)

| 項 目 | 記 載 事 項 |
|----------------|---------|
| 団 体 名 (ふりがな) | |
| 代 表 者 名 (ふりがな) | |
| 団体の所在地 (ふりがな) | |
| 推 薦 順 位 | |
| 団体の沿革、目的及び事業内容 | |
| 功 績 | |
| 表 彰 さ れ た 経 験 | |
| その他参考となるべき事項 | |

備考：用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。